実証実験のための施設等の利用に係る取扱要領

1 目的

この要領は、滋賀県が実施する琵琶湖流域下水道新技術開発等支援事業において、試験・研究の目的で琵琶湖流域下水道の施設(用地を含む。以下「下水道施設」という。)の使用を希望する試験研究機関、民間企業等に対し下水道施設の提供(以下「フィールド提供」という。)を行う場合(琵琶湖流域下水道新技術開発等支援共同研究実施要綱に基づく共同研究において下水道施設を使用する場合を除く。)における取扱いを定めるものとする。

2 提供する施設等

フィールド提供の対象とする下水道施設(以下「対象施設」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 新技術開発支援拠点専用用地(以下「テストベッド」という。)
- (2) 琵琶湖流域下水道各浄化センター処理施設供用部分の用地
- (3) 琵琶湖流域下水道各浄化センター処理施設(施設躯体上部、壁面等)
- (4) 流域幹線管渠および中継ポンプ場(施設躯体上部、壁面等)
- (5) その他下水道課長が認めるもの。

3 対象とする新技術等

フィールド提供の対象とする試験・研究の内容は、次のとおりとする。

- (1) 琵琶湖流域下水道および滋賀県の下水処理事業(単独公共下水道、農業集落排水処理施設等を含む。)の効率化、高度化を目的とするもの。
- (2) 琵琶湖をはじめとする公共用水域の環境保全に係る技術に関するもの。
- (3) その他、下水処理および環境保全に関するもので、下水道課長が認めるもの。

4 フィールド提供に係る手続

- (1) フィールドの提供を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、フィールド提供申請書(別記様式1。以下「申請書」という。)を、公益財団法人淡海環境保全財団(以下「財団」という。)を経由して対象施設を管轄する流域下水道事務所長(以下「事務所長」という。)に提出しなければならない。この場合において、財団は、当該申請書の内容を確認し、必要があると認めるときは、申請書を補正させ、または必要な助言を行うことができる。
- (2) 事務所長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、フィールド提供をすること が適当と認めるときはフィールド提供承諾書(別記様式2)により承諾し、適当でないと認める ときはその旨を申請者に通知するものとする。
- (3) 前号の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、滋賀県公有財産事務規則(昭和40年 滋賀県規則第1号)に定めるところにより、当該承諾に係る対象施設を管轄する流域下水道事務 所を経由して知事に地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政 財産の使用許可の申請を行わなければならない。
- (4) 利用者は、行政財産の使用許可を受けた後、試験・研究等を行うために必要な装置等(以下「装置等」という。)の設置、運転管理等について、財団を通じて流域下水道事務所と協議するものとする。

5 フィールド提供の承諾の基準および提供の中止

- (1) 事務所長は、フィールド提供の申請の内容が次に掲げる要件に該当するときは、フィールド提供を不承諾とするものとする。
 - ア 試験・研究等の実施により、対象施設の管理および運転に支障があると認めるとき。
 - イ 試験・研究等の実施にあたり、関係法令等の規定が遵守されないおそれがあると認めるとき。
 - ウ その他試験・研究等の内容、実施等において、著しく公共の利益に反すると認めるとき。
- (2) 事務所長は、フィールド提供を承諾した後、利用者が前号アからウまでのいずれかに該当する と認めたときは、利用者に対し改善を指示するものとし、改善がなされないときは、フィールド提供 を中止することができる。

6 フィールド提供の期間

フィールド提供の期間は、1年以内とする。ただし、特殊の用途に供する場合または特別の理由が ある場合で知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

7 費用負担

行政財産の使用料および電気、水道等を使用した場合における電気、水道料金等については、滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の規定に基づき徴収する。この場合において、電気、水道料金等の算定に必要なメーター等は、原則として利用者が設置するものとする。

8 損害賠償

利用者は、試験・研究等を行うために必要な装置等(以下「装置等」という。)の設置、運転等を 行う際に第三者に損害を与えたときは、利用者がその責任を負うものとし、県は責任を負わない。た だし、利用者の責に帰することができない理由による場合は、この限りではない。

10 結果の報告

利用者は、フィールド提供に係る試験・研究等が終了したときは、その結果を事務所長に報告するものとする。

11 公表等の通知

利用者は、フィールド提供に係る試験・研究等の結果を公表しようとするとき、事前にその内容について事務所長と協議するものとする。

12 守秘義務

滋賀県および利用者は、フィールド提供を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

13 安全の確保等

利用者は、装置等の設置、運転等に当たっては、安全の確保を図るとともに、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)等の関係法令を遵守すること。なお、関係法令等に基づく措置が必要な場合は、その旨をあらかじめ、対象施設を管轄する流域下水道事務所長に通知するとともに、その結果を報告するものとする。

14 緊急時の対応

流域下水道事務所長は、大雨、地震等の緊急時において、試験・研究等の実施が対象施設の管理に 支障があると判断される場合、利用者に試験・研究の中止を求めることができる。

15 日常の管理

申請者は、試験・研究等の実施に当たって、対象施設および周辺環境に支障を及ぼさないよう、適宜巡視等を行い、装置等を適正に管理するものとする。

付 則

この要領は、平成25年12月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月4日から施行する。